平成２３年（フ）第６４４号
愛知県安城市弁天町４番11号　ジュエルおおみ102、旧住所大阪市大正区三軒家西３丁目４番14号　株式会社中山建設内
債務者　安里成二朗
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
京都府福知山市字中ノ100番地の48
債務者　川崎　明子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
堺市中区福田179番地３　グリーンコート杉Ⅲ202号、申立時の住所堺市堺区東湊町５丁307番地１　東湊ＴＫハイツ１号館304号
債務者　緒方　健悟
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１２６号
大阪府河内長野市木戸３丁目19番１―1104号
債務者　岡田佳子こと　岡田　敬子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３６号
大阪府大阪狭山市半田５丁目192番地の27
債務者　内田　　雄
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５１号
大阪府高石市綾園３丁目15番34号、前住所大阪府高石市加茂１丁目７番６号
債務者　室内装飾Ｄ＆Ｉこと　田多井　昇
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５２５号
大阪府高石市加茂２丁目７番29号
債務者　安田　由紀
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１１号
堺市堺区東雲西町４丁６番27号　メゾン明日香202号
債務者　酒匂　　晃
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４７号
堺市中区堀上町490番地１
債務者　米山　　香
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４９号
大阪府松原市西大塚２丁目466番地の８
債務者　長辻　　江
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６５２号
堺市堺区浅香山町２丁４番13号　マンション浅香山201号
債務者　田守　優一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７９号
堺市堺区出島町５丁２番23号
債務者　津田　　智
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６８６号
大阪府高石市羽衣１丁目７番２―101号、前住所大阪市生野区巽南３丁目11番26―906号メゾンドール巽南
債務者　藤田　栄秋
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１２号
堺市中区深井中町616番地１　テキューロクアトロ110号
債務者　張田　博子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
福岡県北九州市若松区和田町17番22号、前住所長崎県諫早市栗面町767番地３　雇用促進住宅
債務者　琴野　豊一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
長崎県諫早市高来町山道407番地２　コーポ村山Ａ103号、前住所長崎県北高来郡高来町三部壱名490番地
債務者　中田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
長崎県大村市小路口町769番地10　小路口アパート１号棟305号
債務者　森　　泰規
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係